

第 28 回遠野市農業委員会農業振興部会 議事録

日時 平成 23 年 8 月 23 日 (火)

午前 10 時

場所 遠野市役所とぴあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 佐々木康吉		3 佐々木収一	4 菊池 孝	5 佐々木義弘
6 菊池 政實	7 小沼 秀昭	8 松田 欣一	9 奥寺 晴夫	10 及川 傳弘
		13 白岩 孝	14 小森 清市	15 君崎 敬孝
16 浅倉 利一	17 似田貝順一	18 菊池 正明	19 北湯口 進	20 昆 明美

欠席届出者 2 番 山崎登久昭 11 番 江川 幸男 12 番 菊池 一勇

欠席者 なし

早退者 なし

事務局 事務局長、磯谷農地係長、小倉主任

関係機関 なし

事務局 長	【開会】 これから遠野市農業委員会第 28 回農業振興部会を開催致します。議長就任まで私が進行を致します。 最初に昆部会長からご挨拶をいただきます。
議 長	(挨拶：省略)
事務局 長	【議長就任】 ありがとうございました。 続きまして議長就任であります。遠野市農業委員会会議規則によりまして、部会長がその任にあたる事となっております。 議長は部会長にお願い致します。
議 長	【農業委員会憲章朗唱】 それでは会議の進行を務めさせていただきます。 最初に農業委員憲章の朗唱を行います。前段を 17 番、似田貝順一委員にお願いします。後段を全員でご唱和願います。ご起立をお願い致します。
17 番 委員	(憲章朗唱)

議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>それでは次に事務局長より事務事業報告をお願い致します。</p>
事 務 局 長	<p>(遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づき報告)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に遠野市農業委員会に関する条例第5条に関する委員の互選が行われましたので結果について事務局から報告をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>(遠野市農業委員会に関する条例第5条に関する互選について報告)</p> <p>団体推薦委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地部会委員に佐々木征夫委員 ・ 農業振興部会委員に菊池一勇委員 <p>議会推薦委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地部会委員に佐々木豊子委員 ・ 振興部会委員に及川傳弘委員
議 長	<p>只今報告された委員の議席については、農業委員会会議規則第8条の規定に関わらず当職において指定する事にご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、10番に及川傳弘委員、12番に菊池一勇委員と致します。</p> <p>出席委員報告に移ります。出席委員数について事務局から報告致します。</p>
事 務 局	<p>委員20名中、出席17名、欠席の届出者は3名。2番山崎登久昭委員、11番江川幸男委員、12番菊池一勇委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【会議の成立】</p> <p>ただ今事務局から報告がありましたとおり、出席委員が半数以上であります。よって遠野市農業委員会会議規則第34で準用する第11条の規定により本会議は成立しております。</p>
議 長	<p>【議事録署名人及び会議書記指名】</p> <p>これより本日の議事日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名人及び会議書記の指名に移ります。</p> <p>お諮り致します。</p> <p>議事録署名人及び会議書記の指名につきましては、遠野市農業委員会会議規則第34条で準用する第13条の規定により当職から指名する事にご異議ございませんか。</p>

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、議事録署名人に議席番号1番佐々木康吉委員、同じく18番菊池正明委員、会議書記には事務局小倉匠君を指名致します。

議長 【議事】
次に日程第2、議案第2号「畜産経営の原発事故による損害等による緊急要請について」議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (別紙資料を説明)

議長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質問、意見のある委員は発言願います。
発言の際は、始めに議席番号を述べてからお願い致します。

議長 はい、13番委員。

13番委員 3番の(6)の、この預託牛と言うのは、どう言う状態なのですか。

4番委員 これ、あれじゃないですか。

3番委員 安愚楽牧場ではないのかな。

13番委員 これ、どのくらいなの。

3番委員 370頭位ではないの。

5番委員 遠野市ではね。

15番委員 370頭。支払いが滞っていると言うのは、いつ頃から。

5番委員 支払いは6月が預託料の半分で7月は全く入っていない、それから8月迄の分ですか、いわゆる2ヶ月分の預託料は滞っていて、その分については債権者と言う扱いになった様です。
それで弁護士が入ってから何日か分の預託料ですか8月8日以降は入っている様です。
ただその2ヶ月間の預託料は一切入っていないで、その債権にまわっていると言う様なところですよ。

13番委員 もうひとついいですか。

- 議 長 はいどうぞ。
- 15 番 委 員 預託料だけですか、例えば濃厚飼料・粗飼料代とかも含まれますか。
- 5 番 委 員 エサは支給で、まあエサ会社の方で今後どうなるか。
- 3 番 委 員 エサは個人だと思うよ。
- 5 番 委 員 粗飼料は個人だけでも、配合ものは全農だと思いますけど。
- 3 番 委 員 いや、配合も何か個人会計だと。
- 13 番 委 員 あの、委託料はエサ持ちか。
- 3 番 委 員 入っていない、話聞けば入っていない様だったな。
- 18 番 委 員 エサは全農持ちで受けている様だね。
- 3 番 委 員 いや、違うと思う話聞けば。
だからペナルティーがあったとき引かれるらしい。それなりの規格に合わないものを作ると、ペナルティーをかけられるらしいぞ。
- 13 番 委 員 どのくらい貰うのですか委託料は。
- 3 番 委 員 繁殖牛と仔牛のその月齢によって料金は違う様ですが。
- 13 番 委 員 繁殖牛と言う事はあれか、妊娠している牛と言う意味ですか。
- 3 番 委 員 いや全部です一貫です。種付けから出産まで。
だいたい7ヶ月でこの場合は附馬牛の肥育牧場で連れて行くらしいのだけれども。今はちょっと月数をおしている様な状態だそうです。持って行かないから。
- 5 番 委 員 だからそのときに、その農家によって飼い方が違いますよね。そうするとある程度の体重とかを、そういうふうにしないとペナルティーらしい。
そして種は安愚楽の種を使うのだけれども、ボンベとか窒素補給は個人だとかって聞いた。とても微妙なところでおかしい様だ。
だから種は例えば追い掛けしたとしても、安愚楽の種だから幾ら使っても良いのだけれどもみたいな感じですね。
そしてその種の管理は個人の預託農家の責任。
委託先はどこが多いのですか、附馬牛か。

- 13 番 委 員 小友。
- 3 番 委 員 小友か鷹鳥屋辺りか。
- 13 番 委 員 家の部落の辺りです。
- 3 番 委 員 鷹鳥屋に三人。
- 18 番 委 員 長野が一人あと土渕に一件。
- 8 番 委 員 では4～5軒だな。
- 15 番 委 員 4～5軒で300頭、一人で多い人は90頭近く肥育している人も居る。
それでその何と云うか運転資金とか生活資金色々な所に相談に行っ
3 番 委 員 ている様ですがなかなか。
牛自体も財産でも無いから、なかなか良い返事が貰えないと言う人達
がいましたね、やっぱりね。
- 13 番 委 員 あのシステム見ると、牛はオーナーでやっている様だな。
- 3 番 委 員 だから自分の財産では無いから単なる労働者。労働者には資格がない
から。
- 3 番 委 員 要は場所を提供した管理人なのですよ。
- 8 番 委 員 一番多い人で6千万円位投資している人がいます。
- 13 番 委 員 6千万円は牛舎の建設費ですか。
- 8 番 委 員 いやいやそのオーナーとして。
- 3 番 委 員 全国の中で1億円ですね、75歳の女の人で1億円出資して700万円位
の配当をもらっていたらしい。
- 議 長 色々な質問等出ておりますが、これは畜産振興対策委員会から原発事
故によって畜産経営が大変厳しくなっており、廃業さえも考えている農
家がある、特にも寺沢牧場の粗飼料が供給停止となる影響が大きい、そ
こで畜産経営を継続し本市農業生産額を下げさせないためにも、国、県
に対して原発事故による損害等に関する要望を行っていただき、農家に
勇気と希望を与えていただきたいことを市長に対しお願いをしてほしい
と農業振興部会に依頼があったものです。佐々木収一委員長さんから畜
産振興対策委員会での内容と、どう言う意見等が出されたのか報告願
います。

- 3 番 委 員 はい。まずこの緊急要請案については畜産振興対策委員会に諮る前に、事務局と検討しました。一応委員会で話しはしたのですが、意見が堂々巡りで最終的に原案通りとなりました。
- 8月9日ですか、JAいわて花巻の農畜産物に係る放射能被害研修会と言うものに、農家組合長と行って来たのですが、要請案3番の(1)生産者の経営安定対策飼料代に相当する一頭当たり5万円でしたか、新聞等の報道見れば3ヶ月分のエサ代に相当する1頭あたり5万円の立て替え払いが示されたと言う様な報道でしたけれども。
- 花巻農協で肉用牛肥育農家支援対策新スキームと言うのを渡されたのですが、これを見たら肥育する全ての牛に1頭あたり5万円を支援すると言う事なのだけれども下の方にカッコして、対象牛の販売時に返還と言う事が書いてあったのですね。そうすると5万円の貸付金みたいな感じで理解して来たのですが。
- 議 長 今朝の新聞に何かその様な事を県で補正予算を出して、販売したときにやっぱりそれを支払う様なシステムの様な事になっていると思ったのですけれども。
- 3 番 委 員 だから何て言うのかな。花巻農協自体でもそれなりの弁護士を雇って、そういう分をまとめて東京電力もしくは政府にその被害と言うか損害の分として補償請求する様な話でしたよ。
- 4 番 委 員 ただあの、いいですか。
- 議 長 はい、ちょっと待って下さい、いま収一委員長が報告していますので、終わってからお願い致します。
- 3 番 委 員 いや、余りに課題が大きすぎてね、畜産小委員会でどこまで行っても同じ事の繰り返しなのです委員達だけで喋っていても。
- 言いたい事は一杯あるだろうし、まとめたいにはまとめたいのだろうけれど。取りあえず畜産農家の救済するため要請しなければならないところで話ししたのですが、その中だけで喋っていても同じ事の繰り返しの様な感じだったので、まずこう言う感じでまとめました。
- あとは皆さんの意見を聞いて、よろしくお願いします。
- 議 長 はい分かりました、ありがとうございました。
- 4 番 委 員 私もその会議に行って来ました。畜産とあわせて水稲とか野菜この関係の話もあったのです。
- 基本的には水稲については県内、奥州市一関地域を中心に検査をするようですが、あとのところはだいたい15haに1箇所と言う検査予定だそうです。ですから、だいたい集落1箇所というふうに感じて来ました。

ただそこです、検査をしないで出荷したものが、例えば勝手に出荷して引っかけた場合は、それは補償の対象になりませんよとの話でしたね。

だから野菜や米を出荷するときに全農を通して、出荷する前に検査して大丈夫だと言われて出荷したのに対しては対象になる。

ところがただ出荷して、要は個人で出荷している人がある様ですけどもそれが引っかけたときは、どこも補償しませんよと言う事を言っていましたから、これは注意しなければならないと思います。

畜産関係も、私もちょっと中身は見なかったのですが。肥育牛、仔牛も肥育牛に入る訳ですからこの5万円払う、一般的には5万円貰うというふうにやっぱり感じているけれども、さっき言った様に出荷したときには逆に返還しようと言う事だと、何の補償にもなっていないのではないかと感じてきましたその辺がちょっと。

議長 何かそうなっていますね、新聞記事によれば。

3番委員 だから、その分も含めての補償を請求すると言う様な感じの様です。

議長 今、菊池孝委員さんのお話の中で、何だかこうおかしいのではないかなと思って聞いたのですが。

13番委員 あの、いいですか。

議長 はい。

13番委員 今の5万円は貰われれない。牛出荷したやつを例えば30万だと30万手に入る訳だ、そのときは5万円返してくれと言う事だね。

3番委員 だから、支援金と言うより借金みたいな感じ。

15番委員 お金で解決するのは、うまくないよと言う事をちゃんとやらしてもらわないと。

3番委員 それでは支援にならないのではないかなと。

議長 でもあの。

18番委員 出荷しない事には被害額が確定しないから、算定のしようがない様ですね。

だから結局それ迄の繋ぎ資金と言う事を出して、最終的には東京電力に請求しなければならないものだから。出荷を終えた時点で、結局確定した被害額を農協なら農協または出荷団体で計算してその都度、請求する様なかたちになるので、その出荷までを早くしてもらわなければ

ならないそうでないと、この5万円でも足りなくなるのかも知れないと言う状況がある、そして規模が大きい畜産全体の話だから、市で努力したからと言って全部が直って行くものではないと思う。

とにかく県と国とで方向性なり具体策を早く示して動いてもらわなければならないので、取りあえず市の方から要請を上を上げてもらいたいと言う事で今回の要望が必要と思う。

13 番 委 員 これは、要望として良いのではないですか。

7 番 委 員 福島県の県庁で東京電力に問い合わせたら、今の福島に関しての補償は3割位しか補償出来ないこれ以上被害が他のところに広がった場合は、賠償額の割合が少ないと言うことを聞きました。

だからもう、東京電力をあまりあてには出来ないこれ以上被害が出るのであれば、今現状の福島に対しての被害に対しての3割は補償出来るけど3割何分だったかな、だけでもそれ以外にこれから出て来て賠償となった場合は福島の3割と同じ様な賠償は出せなくなるし、少なくなる可能性があるからあとは国との話になる様です。

だから早く国と県と市とかが賠償に対しての基準を作り上げないと、東京電力はあてにならないと言うのが現状なので。

議 長 はい、ありがとうございます。
3割と言うのは、大変な事だと思うのですが。

13 番 委 員 あの、ちょっといい。

議 長 はいどうぞ。

15 番 委 員 こだわる様だけどこの、3番の(6)の委託牛なのだけれども。これはあの、安愚楽さんで良い訳ですよ。

議 長 はい、安愚楽牧場です。

13 番 委 員 これは他の肉牛農家と同じ様な扱いで賠償金を払ってと言う意味だよ、書いてある事。

議 長 そうでしょうね文章は。

13 番 委 員 これは、民事再生法の申請している訳ですね。
そして牛そのものはオーナーのものだよ、オーナー個人が委託して仲介みたいな事をやっている訳だよ、安愚楽さんの場合は。

例えば今年の7月の段階で、安愚楽さんの営業用のパンフレットを見ると、47万円出資して牛を買って下さい。6ヶ月後には52万円で買い取ります。こう言うのをパンフレットで出している。

ところが安愚楽さんの経営はこの原発よりも前に、ほとんど経営が駄目になっている、6ヶ月で何パーセント、4パーセント位になるのかな。

8 番 委 員

3～4。

13 番 委 員

それを支払う様な事を言っている訳だが、今、安愚楽さんは7万1千人位のオーナーがいるでしょ、負債総額が4千3百億。いる牛の頭数が14万頭。1頭100万にしたって1千4百億しか無い訳ですよ。

だから安愚楽さんそのものは企業としてはもう駄目な訳です。原発でそうなったと言うのは、後付の理屈だと思うのですけれども、こう言う事で委託されている農家が、委託料を貰えないからなんとかしてくれと言う事はそれは良く分かるけれど。この原発との関係で同じ扱いをして欲しいと言うのはどうかという気がするのだが。

4 番 委 員

やっぱりあの安愚楽が駄目になったと言うのは、宮崎の口蹄疫から始まっているよね。あれが来てその時点でもう会社そのものがガラガラとしていたものね。だから原発によってだけではない。

13 番 委 員

受精卵移植とか何かをやった、経営はもう駄目になっていたんだよ。

5 番 委 員

その賠償金とかそういうのは委託農家だから未払いとかそういう相手は安愚楽の事なのですよね。ただ委託農家では運転資金とか生活資金を、借りやすくと言うかそういう事を望んでいるのですよ。

13 番 委 員

だから、そういう農家に対する救済措置みたいなものは必要だろうしやらなければならない事だよ。

5 番 委 員

原発の賠償金と言うのは安愚楽がやるのであって、生産者は安愚楽に債権と言うか請求するのみらしいです今のところは、それは当然だと思うし。

18 番 委 員

最後の、この文章なんだよね。

13 番 委 員

だから安愚楽にしても牛は全国にいる、安愚楽に何かあると言ったら、建物だとかレストランだとかホテルだか、あの様なものしかない。

だから全く、普通の民間会社がつぶれたと同じ処理になる訳だ。それを救済すると言う事には異議無いけど。賠償金も良いだろうが、ただこれを読むと、国に賠償金を求める事なのでしょう違うのかな。

だからちょっと、そこ分けなければならないかと言う気がするが、その事さえ分かってもらえればお任せして良いかな。

議 長

そうですね。

18 番 委 員 | ここの文章だけ考えてもらえれば。

議 長 | ここの、この部分の文章ね。はい分かりました。
これは本当に大変な重要な事で、皆さんからの意見で出されたものである
ので、削除では無く文章を再検討。

13 番 委 員 | いや、だから
文章の中身も含めて一任するから。

議 長 | すみません、もう一度お願いします。

13 番 委 員 | あの、文章の中身も含めて取り扱いは一任するから。

議 長 | 取り扱いは一任、はい分かりました。

13 番 委 員 | 困っている農家を何とかしなければと言うのは、それは皆共通してい
る訳です。

議 長 | 今回は原発という事なので、どの様に取り扱って。

3 番 委 員 | いや、まずこの原発事故による損害等に関する要請文としてするので
あれば、ここの(6)は削除する事だよ。

18 番 委 員 | 削除でなく、畜産の事を考えれば安愚楽の事も大きいから当然必要に
なる。
だから救済措置を申し入れる事なりその流通のシステムを構築しても
らう事なり、もう安愚楽の事に当てはまっている事なんで入れた方が良
いと思います。内容も文章の表現の仕方をもう少し考えて。
表題が原発になっていますけれども、ここも考えた方が良いかも知れ
ない。

議 長 | 原発に限らずにですね。

18 番 委 員 | 原発と限らず畜産の状況と言う事で。
安愚楽が例えば今度こうなってしまったが、牛の保有頭数は全国の1
割以上持っているのだから、結局価格に影響あるのはもう当然必死で、
流通段階から当然それなりの施策が必要となっている訳だから。

議 長 | はい。

13 番 委 員 | じゃあ、ちゃんと喋るから。

議 長 | はいどうぞ。

- 13 番 委 員 だからね、こういうふうにしてくれるかな。
あの(6)番の二段目の、他の生産者と同様の支援策を講ずる事、賠償金の支払い及びと言うやつをカットして。
- 議 長 カット。
- 15 番 委 員 他の生産者と同様の支援策を講ずる事と。
- 議 長 皆さんどうでしょうか。
- 5 番 委 員 良いのではないですか。
- 議 長 他の生産者と同様の支援策を講ずる事と言う様に、訂正すると言う事です
が宜しいでしょうか。
はい、それではこの様をお願い致します。
あとは何かございませんか。
- 4 番 委 員 要請文の畜産経営の原発事故によると言う事を、限定しない方が良い。
畜産経営の原発事故等によると言う様に。最初の表題です。
畜産経営の原発事故等によると言う等を入れた方が良いのでは、逆に。
- 議 長 事故等による。
- 15 番 委 員 限定しないで。そうすると限定してしまうと、事故の対象にならない
ものは、支援の対象にならない様なかたちになるので。
- 議 長 畜産経営の原発事故等による、等を入れるのですね。
- 4 番 委 員 これだけで言うと、原発事故だけをうたっている様な感じに聞こえる
から。
- 議 長 等による損害等に関する緊急要請と言う事ですか等を入れて。
- 10 番 委 員 これ言葉尻みたいな感じです。原発事故等は損害等の中に入れると言
う考え方の方が良いのだけれどね。等、等と等が二つ入ることになる、
表現上これで良いのではないのですか。
- 議 長 これで良い、良いですか。
- 18 番 委 員 等が後ろにひとつにあるから、含んでいる事にすれば良いのではない
のですか。
- 4 番 委 員 そうでなければ、逆に原発事故等による損害。

- 19 番 委 員 後に等入れないでね。そうすると、また流れが違う。聞こえは良い。そうすると、今も言った様だけれど等が前に来ると、とらえ方が違う。
- 議 長 原発事故等による。
- 19 番 委 員 損害に関すると言った方が、まだインパクトが違う。
- 議 長 畜産経営の原発事故等による損害に関する緊急要請と言う事で良いでしょうか。損害等を無くすと言う事ですね。前に持ってくると言う事で良いでしょうか。
すみません、そうしたらもう一度あの。
- 15 番 委 員 ちょっと待って下さい。いや、おかしい、俺はおかしいと思う。
- 事 務 局 長 慎重に議論をお願いします。
この要請は、東電に対しての損害賠償についての要請文です。等が入ることは原発以外のものについてもと言う事になりますので、原案の通りでお願いをしたいと思います。
- 15 番 委 員 そうか、安愚楽も入ってしまうのだなそうなるよ。
原発からの発生した緊急要請な事だから嘘なんだよ、今の言ったのだよ。これで良いのだよ。
- 4 番 委 員 安愚楽もこの中に入っている事なのだよな。
- 15 番 委 員 それは損害のかたちの中で対応してもらおうと言うものであって。原因は原発だからさ、だからこの通りで良いのだ。
原発以外の何があるの、これから発生した事でしょう。だから良いのだよ、俺はそうだけど。
- 議 長 という事で宜しいでしょうか。
- 15 番 委 員 それで、確認して覚えないのが、ひとつは今日の新聞見ても県の補正予算が出て来たよね。
だいぶ、クリアした部分がもう既にうちだして来ていると思うのだけれども、そこら辺の関係は誰か分かる人いるのか。
要請はこの通りだと思うのだけれども逆に言えばかなりクリアしていると言うか。
- 議 長 はいすみません、事務局。
- 15 番 委 員 色んな部分で進んでいる部分もあるのでしょ。そこら辺、誰かこう分

かる人があれば。

議長 はいすみません、事務局分かる範囲でお願い致します。

事務局長 はい、今君崎委員からの質問ですが、要請書の原案を作成して畜産振興対策委員会で検討した時点から進展、進行したのがあります。

例えば今日の岩手日報で報道されましたが、岩手県では補正予算を組まれましたが、出荷停止になっているものについて飼育にかかる経費を補助する考えと認識しています。宮城県ではすでに出荷停止は解除と言う事になっています。岩手県は若干の遅れはありますが9月中には解除になるのではないかとというふうに聞いております。

従いまして市長への要請は明日の予定となっておりますので、この間にも動きがあろうと思います。従いまして各種の情報に注視して最終的要請文をまとめる必要がありますので、先程白岩委員からあった通りに、農業振興部会長に一任を頂き、解決されたものは削除して要請をしたいと考えております。

議長 ありがとうございます、あと何か。

3番委員 はい、堆肥の移動も解除になった。

議長 すみません、もう少し詳しくお願いします。

3番委員 例えば畜産農家から野菜農家とかそういうところに、堆肥を譲られていたのも一応、自粛制限みたいな感じだったのです。

それで、堆肥場の小さい人達はいつまでもためて置くと堆肥舎がパンクするじゃないですか。それで畜産プラザに電話かけて聞いたら解除になりましたということでした。だから移動はOKなのだそうです。

議長 分かりました。はい事務局どうぞ。

事務局 今回、解除になったと言っても全てオールOKと言う訳では無かったはずです。許容値内であればと言うところの周知をきちんとして下さいと言う様な内容の部分になっておると認識しています。

そう要請原案を検討時点では、自粛について解除される様と言う文言が入ってございましたけれども、解除の通知を受けましてその一行を削除をして本日提案したものでございます。

議長 はいどうぞ。

事務局長 先程、畜産振興対策委員長からの発言であります。堆肥の移動を自粛する様と言う文書が農業委員会にも届きました。小規模畜産農家の堆肥舎はストックするほどの余裕がないため、何らかの方法により解除

に向けてと頂きたいことを要請種原案検討時点では文書化して畜産振興対策委員会議論いただき決定されたところでありましたが、その後県の方から解除通知がございましたので、今日の委員会には削除した文面で提案してございます。

議長 はい、あとその他何かございませんか。

15 番委員 はい、それからもうひとつ。勉強の為と言うか、ちょっと私認識が欠けているのですが。ひとつは3の(5)番。粗飼料の関係、これ稲藁だけをうちだしているところですが、乾草の確保の部分、特にも遠野の場合は寺沢の乾草が駄目だと言うことをちらっと聞く中で、確保は農協が責任持ってとか何かまちまちの話ちょっと聞こえる、勉強の為に聞くのだけれども、特にも困って居るのが酪農家のように和牛農家も同じでしょうが、今までここを供給源としていた酪農家が一番草を確保出来ないことになった。農協が確保してくれるとか言っているようだがだいぶ疑問を持っているようです。それで、今一番困っているのが仮に農協が確保しても、単価が同じなのか高く買わなければならないのか、何だかかんたかとその不安要素が一杯ある様に聞こえている。ここら辺ちょっと認識不足だからですけど、そこら辺の現状実際にはどの様なものなのですか。

議長 はい、分かる方いらっしゃいますか。牧草の状態はどうなのですか。

18 番委員 この前の会議のとき江川さんが出席していて、本部でちょっと喋ったのですけれども。寺沢で採った草は酪農家さん乳牛には与えられないけれども、繁殖用には与えられる位の範囲の数値の草だと聞いている。

だから物々交換で繁殖の人達にそれをやって安全な草と交換している人もある宮守の中でもね。

あとは完全にもうそれを放棄して、農協なり岩中酪なりを通して全部買っている人もある。だから人によって実際受けている被害額がちょっと違ってくるらしい。

結局、自分で粗飼料を作った方が本来であれば一番安く済んでいたところに、購入すると言う事で損害が確実に出ていて、それらの支援なり流通の面で確保をしてもらいたいと言う様な声が出ていると言う事でした。

15 番委員 これね、言っている意味はですね寺沢の乾草を買う人もさることながら、寺沢の周辺に牧草地を持っている人も駄目だと言う話な様ですよ。そして今のままで行くと、酪農をやめなければならない、もうこの際だから思い切り借金してでもやめると言う話をしている様だ。そこら辺の稲藁もだが、牛の飼養には乾草が一番重要、貞任とか荒川は出ているのか。

- 1 8 番 委 員 その許容範囲を下回っていると聞いている。
- 1 5 番 委 員 ただ1回目より2回目の方が高く出たと言う話だね。
- 1 8 番 委 員 いや、農協なり岩中酪なり個人的な話として聞いています。
- 1 4 番 委 員 調べているのは、測定したのは。
- 1 8 番 委 員 調べているのは、市、県どちらだろう。
- 1 4 番 委 員 調べたところこの牧草は肉牛には良いけど乳牛には駄目だよとか言うのはおかしい。
- 1 8 番 委 員 数値は出ていますその結果、肥育と乳牛には駄目だけれども、繁殖牛には使える範囲ですということで、北海道の繁殖の人に送って代わりに乳牛に与えることのできる乾草をと物々交換をしている人もあると聞く。
- 1 4 番 委 員 畜産農家は皆おぼえている事だよ、この草は使えるがここは駄目だということ。
- 1 8 番 委 員 当然もう、おぼえています。
ただ、それにしても手間暇かかる事だし経費もかかる事だから。
- 1 5 番 委 員 草の確保に凄く苦慮している様だね。
例えば北海道から買うにしても寺沢から買った場合の代金で確保出来るものだからと言うと、倍も取られて買うのでは経営も成り立たないとかそういう経費面を言っている様だ。
ただその辺を困ったなと言うもののちょっと認識不足だったから、誰かその辺の事を説明できないですか。
- 1 8 番 委 員 要するに損害が生じているので、何とかしてほしいということですね
結局この要請すると言うのは。
- 1 5 番 委 員 うん。資金とかもあるけどこの先不透明で、不安から廃業するしかないとの様です。
- 4 番 委 員 何、酪農を廃業するのですか。
- 1 5 番 委 員 うん、酪農を。
- 4 番 委 員 それは重大だ

議 長	牧草が高くなるからでしょう。
15 番 委 員	牧草がまず確保出来ない様です。値段も分からない上にいつくるのかもわからないのが現状のようです
7 番 委 員	でも今、牛乳は大丈夫なのですか。
15 番 委 員	いや、その辺もだから。
7 番 委 員	そこの現状がわからないさ。
18 番 委 員	結局、安全なエサを買って食べさせているからということかな
議 長	はい、それでは事務局お願いします。
事 務 局 長	<p>はい、君崎委員からの質問には、私が知り得る範囲で説明をいたします。粗飼料及び濃厚飼料の調達が困難なため、酪農家を主として畜産農家の多くが廃業を決意したとの声が事務局に聞こえて来ました。</p> <p>これは大変な事だ、市の農業生産額の半分を占める畜産の多くが廃業ということは重大な局面にあるという事で、農業振興部会長そして、畜産振興対策委員長にお話をした結果、市長に対して国・県へ緊急対策を講じていただくよう要請することになったところです。</p> <p>畜産振興対策委員会の検討過程において、寺沢の牧草はもう使われないだろうとの声が強くありました、粗飼料が不足するとの懸念です。そして放牧地の他に個人で採草している方があります、この方々がさらに大変だとの声が農業委員に寄せられたようですが、今は落ち着いていると認識しています。</p> <p>それは、北海道又は九州の方から粗飼料が入って来ているからと聞いています。ただ栄養価等が違うため慣れるまで困っているとも聞いています。いずれ、県外から粗飼料を求めるための輸送料等、単価の差額については農協がまとめて東電に賠償請求をしていく考え方というふう聞いておるところです、今後の行方に注視する必要があります。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。 差額の請求は東電に請求と言う事なそうですが、宜しいでしょうか。
15 番 委 員	確保出来ていると言う事だな。
事 務 局 長	ええ今は、確保されていると承知しています。
議 長	あとはございませんか。 それでは無いようですので、再度お諮りいたしますが。 3番の(6)番、白岩委員さんから指摘がありました通り、大規模農場

からの肉用牛の預託を受けている生産者は、本事態により預託者からの預託料等の支払いが滞る事態が生じており、他の生産者と同様の支援策を講ずる事というふうに、直したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

はい、ではその様に訂正したいと思います。

それでは質疑が無いようですので、質疑を終結致します。

お諮りいたします。

議案第2号「畜産経営の原発事故による損害等による緊急要請について」一部修正の通りとして決する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号「畜産経営の原発事故による損害等に関する緊急要請について」は、一部修正案の通り可と決しました。

お諮りいたします。

本日決議頂きました、議案第2号「畜産経営の原発事故による損害等による緊急要請について」は会長と協議の上、要請したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは遠野市長、農業委員会会長の日程を調整の上、要請する事と致します。

その他に進みます、何かございませんか。

事務局の方から何かございませんか。

事 務 局

【その他】

委員の病休について

議 長

【閉会】

以上を持ちまして本日予定しておりました日程の全てを終了いたしましたので、農業振興部会を閉じることといたします。お疲れ様でした。

平成 23 年 8 月 23 日

遠野市農業委員（佐々木 康吉）

遠野市農業委員（菊池 正明）

遠野市農業振興部会長（昆 明美）

遠野市農業委員会会長（北湯口 進）